

令和元年 第 1 1 回会議録	
1. 開会日時	令和元年 1 1 月 2 9 日 (金) 午後 2 時 0 0 分
2. 場 所	峰行政サービスセンター 第 4 会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員 (齋藤委員 欠席)
4. 出席者	永留教育長、阿比留教育部長、八島次長兼総務課長、糸瀬学校教育課長、庄司生涯学習課長、川辺文化財課長
5. 会議書記	扇課長補佐
6. 閉会日時	令和元年 1 1 月 2 9 日 (金) 午後 3 時 2 7 分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第 4 5 号 対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例について
日程第 5	議案第 4 6 号 対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休暇等に関する規則について
日程第 6	議案第 4 7 号 対馬市体育施設条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 8 号 対馬市体育施設条例施行規則の一部改正について
日程第 8	議案第 4 9 号 対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部改正について
日程第 9	報告第 1 0 号 対馬市島っこ留学補助金交付要綱の一部改正について
日程第 1 0	報告第 1 1 号 対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部改正について
日程第 1 1	その他

永留教育長	<p>では、お揃いですので、ただいまから令和元年度第11回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>今回の会議録署名委員は、佐伯委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくお祈いします。</p> <p>続きまして、日程第2、会期日程の決定であります。</p> <p>お諮りします。本会議の会期は、本日一日にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって、会期は本日11月29日の一日といたします。会議運営につきまして、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3、教育長諸報告を行います。</p> <p>資料の2ページをお願いします。</p> <p>まず、10月の29日、長崎県道徳研究大会対馬大会と書いておりますけれども、午前中、3小学校に中学校で公開授業を提供しております。</p> <p>午後は、地域交流センターで全体会を行っております。市内・市外合わせて約150名の参加者を得ております。道徳が教科化されたので、大変よい研修の場となったというふうに感じました。</p> <p>それから、30・31日に臨時校長研修会と書いておりますけれども、これは令和2年度の人事異動に関し、校長への一時ヒアリングを行っております。</p> <p>それから、11月の7日に県教育委員会訪問と書いておりますけれども、次の日が教委連の研究大会が長崎でありましたので、前日の移動日を利用して県の教育委員会の特別支援教育課を訪問いたしました。</p> <p>何のための訪問かといいますと、15日に保護者要望対応と書いておりますけれども、これは対馬にも特別支援学校の小中学部をつくってほしいという要望を持ってこられました。そのことが事前にわかっておりましたので、県の特別支援教育課に行きまして、その小中学部の設置に向けての情報交換を行いました。</p> <p>それから、11日に県教委生涯学習課来庁と書いておりますけれども</p>

	<p>も、これは地域と学校が連携をして地域全体で未来を担う子どもたちを育てていこうと、そして地域の活性化を図っていこうという県の生涯学習課の取り組みであります。</p> <p>県の義務教育課では、学校支援会議を設置し、コミュニティ・スクールを設置していくと。県の義務教育課、県の生涯学習課がそれぞれ関連のある取り組みを行っております。地域と連携をしていくために地域コーディネーターまたは学校の中にも学校コーディネーター、こういう人たちを養成していこうという取り組みを進めていくということです。その研修会を対馬市で実施をしてほしいという説明で来られました。来年度、実施をするようにしております。</p> <p>それから、13日に、南小学校の統合説明会に行きました。これは数年後に南小学校も全校児童が1桁になります。それを控えて統合のお願いに行きましたけれども、この日の説明会では大きな反対はありませんでしたが、ぜひ統合をとという積極的な賛成もありませんでした。その夜は結論が出ませんでしたので、その後、保護者だけで協議をお願いしたわけですが、その結果は令和3年度——これは令和3年度に小綱小が豊玉小に統合をもう決定をしておりますけれども、それと同じ時期には無理だということで、今後また話し合いを進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、20日の日に、赤米サミット2019 in 豆酩が開催をされました。岡山県の総社市から6名、鹿児島県種子島の南種子町から8名、それから赤米大使であります相川七瀬さんも参加をしてくださいます。赤米サミットをこの日は豆酩で、その前の日の19日には交流センターで3市町の協議を行っております。豆酩小の子どもたちが赤米についての学習発表をしてくれました。大変好評を得ております。</p> <p>それから、26日には豊小で複式教育の研究発表、28日には久田中で学力向上の研究発表会を実施しております。</p> <p>以上で、教育長の諸報告を終わります。</p> <p>報告事項について何か質疑等がありましたら、その他の方でお受けをしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第45号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。糸瀬課長。</p>
糸瀬課長	それでは、議案第45号「対馬市会計年度任用職員であるスクール

	<p>ソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例について」ご説明をいたします。</p> <p>提案理由といたしましては、スクールソーシャルワーカーを現在、県と市で雇用をしておるところでございますが、来年度から対馬市において会計年度任用職員制度が施行されることに伴いまして、県の賃金単価との差異が発生をしております。</p> <p>そこで、市の制定する条例とは別に、独自にこの条例を定めようというものでございます。もう少し詳しく説明をいたしますと、対馬市に配置をされておりますスクールソーシャルワーカーは3名、雇用されるんです。事実上、今、実際は1名しか配置をされていないんです、人がいないということで。このうち、県の負担による雇用が2名なんです。3名のうち2名が県の雇用と、残り1名が市の負担による雇用という雇用形態をとっているということになります。</p> <p>現在は県の雇用ということで1名雇用をされているということになりますから、報酬については現在、県の報酬が1時間あたり3,000円という形になっておって、現在、市でも同様の報酬で対応をしております。</p> <p>しかしながら、来年度から、市のスクールソーシャルワーカーが会計年度任用職員ということになります。このスクールソーシャルワーカーの資格を持っているということで算定をされている報酬額、対馬市の規定ですが、来年度適用される規定が実は時給924円程度になります。県が3,000円ですので、この差がかなり大きいということから、これを解消するために本市で配置されているスクールソーシャルワーカーの要綱をここに示しておりますように独自に定めて、県雇用のスクールソーシャルワーカーとの格差をなくしていこうということで、こういった条例を制定するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。 質疑等ありませんでしょうか。吉野委員さん。</p>
吉野委員	<p>市の制定する条例とは別ということになると、県に従うというのか。これは県の内容と一緒ということでもないか。</p>
糸瀬課長	<p>はい。そういうことです。 県に準じてということになります。</p>
吉野委員	<p>県の適用する人と市の適用する人ができてくるわけですね。</p>
糸瀬課長	<p>現在そういうことです。ところが、市の適用になると、この市の方は会計年度任用職員扱いに来年度なります。独自につくって並べよう</p>

	という形です。
吉野委員	その金額が落ちるということですか。
糸瀬課長	はい。
吉野委員	それから、もう一つ。第2条の2項、報酬は申し出があったときと言うのは、これはあらかじめ出勤や何かの予定表とかいう。予定ではなくて、これはもう本人が任意に出勤したりして、出勤しましたよという申し出で支払うんですか。
糸瀬課長	スクールソーシャルワーカーの場合はもちろん、固定校に配置はされていますが、必要に応じて学校に出向くことがあって、あらかじめ予定されているものだけではないということ。そういうことのために申し出があったらという形に対応しています。
吉野委員	定期的なものではないと。
糸瀬課長	ではないからです。 そういう意味では、申請をした上で支払いという形になります。そういう意味です。
吉野委員	はい、わかりました。
八島次長	この規定は現金で支給するのが原則なので、本人から申し出があったら口座振込によって毎月支払うという部分での書き込みになります。この部分についてはです。
吉野委員	今、市の支払いは、ほとんどもう口座振替に変わってきているでしょう。
八島次長	でも基本的に現金というのが原則ですので、それで限定して口座に振り込んでいるというのがあるので、このようになりたい込みをしないとできないです。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。一宮委員。
一宮委員	これは義務教育だけですか、対象とするのは。高校とかも入っている……。
糸瀬課長	今、高校は高校でスクールソーシャルワーカーの配置は、県がしていると思います。県教委が計画……。
一宮委員	対馬市にですか。
糸瀬課長	長崎県立学校。
一宮委員	ですよね。
糸瀬課長	はい。

一宮委員	県と市の予算の裏づけはあったとしても、義務教育の対馬の子どもたちにのみ限ってという捉え方になるんですよね。
糸瀬課長	はい。そういうことになります。
一宮委員	はい、わかりました。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。佐伯委員さん。
佐伯委員	もう長らく恐らく1名だけということで、なかなかこの1年間は……。
糸瀬課長	あっ、1年間だけなんですね。 昨年度までは3名おられたんです。
佐伯委員	あっ、3名おられたんですか。
糸瀬課長	はい。
佐伯委員	減った理由とか今後の展望とかが知りたいです。
糸瀬課長	今、鋭意募集中なんですけれども、これに関しては例えばスクールソーシャルワーカーを募集して面接をしたりもしたんですけども、なかなか適材適所というわけにもいかず、ある意味、専門的な知識・技能というのが必要になりますので、そういったところで現在、今しておられる1名以外で今のところ見つかっていないというのが現状でございます。
吉野委員	それは資格か何かということですか。
糸瀬課長	やっぱり社会福祉士とか、そういった資格がある方がキャリア的にもいいかなあと。
佐伯委員	ちなみに、2名の退職理由というのは転出とかですか。
糸瀬課長	1名は一身上の都合というんですか、結局お二人とも一身上の都合といえるんですけど。
佐伯委員	そうかそうか。
糸瀬課長	はい。退職することになって非常に残念だったんです。1人はもう転居されましたので。
一宮委員	対馬の方ではないということですね。
糸瀬課長	はい。違います。
佐伯委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
永留教育長	じゃあ、ほかに質疑等もないようですから、これから議案第45号を採決します。

	<p>お諮りします。議案第45号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第46号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休暇等に関する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。糸瀬課長。</p>
糸瀬課長	<p>それでは、議案第46号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休暇等に関する規則について」ということをご説明をいたします。</p> <p>先ほどの議案第45号とも密接に関連をしております。同じような形になるかと思いますが、ご容赦ください。</p> <p>提案理由といたしましては、スクールソーシャルワーカーを県と市で雇用しているところでありますけれども、来年度から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、県の賃金単価に準じるための勤務時間、休暇の制定の必要があるということで、このように独自に定めることとしておるところでございます。</p> <p>説明については、先ほどの議案第45条と同じということで、よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、ご審議方よろしくをお願いします。何か質疑ありませんでしょうか。</p> <p>この7ページから別紙がありますけれども、変更点というのはあるんですか。</p>
糸瀬課長	<p>現在の変更とは変更はありません。要するに、会計年度任用職員になったというだけのことなので、運用そのものは今年度、今現在行っているスクールソーシャルワーカーの運用と同じということになります。</p>
永留教育長	<p>ちょっと目を通していただいて、何かありましたらお願いします。一宮委員さん。</p>
一宮委員	<p>スクールソーシャルワーカーの報酬なり、勤務時間なり、そういうふうなものと、お一人ですよね。1人の方の仕事量、そのあたり</p>

	のバランスというか、関係がわかればちょっと教えてください。
糸瀬課長	現在お一人で頑張ってください、このお一方は自分で事業主でもあられるということで、そんなに潤沢に時間があるわけではないということ。しかしながら、各学校においては支援を要する子どもたちがたくさんいるという現状の中で、手続としては学校長から教育委員会に対してスクールソーシャルワーカーの派遣要請がくると。担当がスクールソーシャルワーカーと時間調整等をし、保護者面談がある場合もありますので、調整をして学校に連絡をするということで、かなりきちきちです。きちきちで今動いていただいているというのが現状です。
一宮委員	と申しますのは、各学校に相談員、心の相談員、教育相談員が配備されている学校、その方とのバランスとか、その相談内容よりも、またさらにもっと大変なことがこのスクールソーシャルワーカーの方が相談を受ける。そのあたりのバランスとか連携とか、よかったらちょっと教えてください。
糸瀬課長	現在、いわゆる教育相談員という形で配置をしている学校が巖原中学校、雞知中学校、それから豊玉中学校、久田中学校の4校あります。 この教育相談員の場合には主に、子どもたちの日ごろの学校生活での困り感、そういったものが基本的には対象となります。 一方で、このスクールソーシャルワーカーというのは、子どもたちに起因する問題もそうですけれども、社会、家庭環境等とも関連があるということについての相談も主にしております。そういった意味でのすみ分けというのは、ある程度できているというふうに理解しています。
一宮委員	ありがとうございました。
永留教育長	別件ありませんでしょうか。佐伯委員さん。
佐伯委員	勤務時間の関係なんですけれども、第2条のところで、4週間を超えない方につき1週間当たり12時間を超えない範囲と。第3条の中で、一日6時間の範囲内ということでしたかね。というような内容になっていたかと思うんですが、大体1週間6時間続けると2日間ぐらいで使い切るといような勤務。
糸瀬課長	いわゆる勤めている学校は拠点校に配置していますんで、スクールソーシャルワーカーは拠点校を雞知中に置いているんですが、雞知中に勤務するのが一日6時間として、残りの6時間については各学校に要請が

	<p>あったときに外向くということで、基本その行く時間の限度は2時間単位ということで実施をしています。</p> <p>ですから、マックス3校、3案件といいますか、そこはほかの学校に外向いて相談業務をすることができるという形になります。</p>
佐伯委員	<p>なるほど。</p> <p>そして、この勤務時間についてはもう余裕を持ってされてあるし、緊急の案件ではそれほど該当しないことが多いということで、12時間の範囲内でやりくりはできているということで。</p>
糸瀬課長	<p>はい。また、特に緊急の案件、重大事案が発生した場合には、この対馬のスクールソーシャルワーカーのみならず、県の方からの援助も、県に申請をして緊急で来てくださいということも言える体制はできておりますので、そういったところで安心はしております。</p>
佐伯委員	<p>はい、承知しました。ありがとうございます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんか。</p>
会場	<p>「なし」の声</p>
永留教育長	<p>では、ほかに質疑ないようですから、これから議案第46号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第46号「対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの勤務時間、休暇等に関する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第47号「対馬市体育施設条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。庄司課長。</p>
庄司課長	<p>資料の方は12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第47号「対馬市体育施設条例の一部改正について」でございます。</p> <p>対馬市体育施設条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり対馬市議会に提案することについて、教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしまして、対馬市立学校及び幼稚園統廃合推進計画に基づき、閉校となった学校体育館を社会体育施設へ転用し活用を図るため、所要の改正を行うものでございます。</p>

	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>別紙になりますけれども、別表第1の「対馬市美津島体育館」の項の次に、閉校となります浅海中学校の体育館を「対馬市浅海体育館」として加えるものでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するというふうにしております。</p> <p>14ページから新旧対照表をつけております。</p> <p>右側のほうが現行で、改正案が左側の方になります。この中で、「美津島体育館」の項の次に、「対馬市浅海体育館」「対馬市美津島町小船越389番地7」を加えるものでございます。</p> <p>ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、ご審議方よろしくお願ひします。何か質疑ありませんでしょうか。吉野委員さん。
吉野委員	この条例改正には直接関係ないかもしれませんが、14ページの別表の中に美津島町の場合、緒方体育館と竹敷の体育館というのがあったんですが、これは今、社会体育施設ではないんですか。
庄司課長	緒方の体育館につきましては、別条例で地区体育館条例というのがございます。
吉野委員	地区体育館。
庄司課長	はい。そちらの方で定めております。
吉野委員	それじゃあ、竹敷も。
庄司課長	竹敷は西地区です。
吉野委員	あっ、そうですか。
永留教育長	どうぞ。
一宮委員	この対馬市佐須体育館は、どの体育館を指してあるんですか。
庄司課長	佐須の窓口センターの隣にある体育館。
一宮委員	あれは使用していますか。
庄司課長	いや、まだ条例的には残っております。 使用は今できないと。使用禁止ということにしています。
一宮委員	施設そのものは使用禁止だけれど、条例としてはここに残っているというふうに捉えたわけですか。
庄司課長	そうです。

吉野委員	これを修繕して使うんですか。取り壊すわけやないんでしょう。取り壊すの。
庄司課長	そのことについても、今後の取り扱いについて協議を進めております。解体しましても費用がかかることですし、予算措置も必要だということと、ほかの活用方法はないかということで検討し、それを進めています。
一宮委員	はい。もう1点、この対馬市厳原体育館というのは清水が丘の体育館ですか。
庄司課長	はい、そうです。
一宮委員	実はですね、厳原幼稚園の運動会に行かせていただきましたが、雨でした。隅の方から雨漏りがして、下は新聞紙を敷いてバケツを置いたりしてからの運動会でした。市民の方も頻繁に使っていらっしゃるみたいなんですよね。一応、現状としては、その厳原体育館はそういう雨漏り状態、佐須体育館は現在、使用不可能で今後取り壊しになるのかという話題もあっていますので、ちょっと気になるところなので発言させていただきました。
庄司課長	雨漏り等は厳原の体育館に限らず、数カ所の体育館でそういう状況が発生しているのは把握しております。雨漏りというのは根本的な改修をしますと数千万円単位の費用が発生するというところで、こちらの方の振興計画とか部分補修で対応できないかというところを検討しながら、予算の要求とかもするようには考えておりますけれども、どこを改修すればとまるかというところがなかなか難しいところがございますので、できるだけ早く改修ができるようにはしたいと思っておりますけれども、まだ今から順次計画していかなければならないというところは実状としてあります。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。 ついでに。学校にある照明施設はもう今ないよね。
庄司課長	そうですね。施設自体はあるんですけど、電源を切っていると。
永留教育長	切ったり、取り外したりしているんですよね。
庄司課長	そうですね。
永留教育長	そこはまた後ほど検討してください。 それでは、ほかに質疑等ないようですから、これから議案第47号を採決します。 お諮りします。議案第47号「対馬市体育施設条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第48号「対馬市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。庄司課長。</p>
庄司課長	<p>資料17ページになります。</p> <p>議案第48号「対馬市体育施設条例施行規則の一部改正について」でございます。</p> <p>先ほど説明いたしました対馬市体育施設条例の一部改正に伴い、詳細についての改正が必要となってまいります。市町体育施設条例施行規則の一部を規則（案）のとおり改正するものでございます。</p> <p>改正内容は、「対馬市美津島体育館」の次に「対馬市浅海体育館」を加えて、他の体育館と同様に、年間で午前9時から午後10時までが使用可能ということに加えさせていただくものでございます。</p> <p>こちらの規則も、令和2年4月1日からの施行としております。</p> <p>ご承認くださいますようお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくをお願いします。何か質疑はありませんでしょうか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>それでは、質疑等ないようですから、これから議案第48号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第48号「対馬市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第49号「対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。庄司課長。</p>
庄司課長	<p>資料の方は22ページになります。</p> <p>議案第49号「対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部改正について」、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>この規則につきましても、浅海中学校の統廃合に伴う改正でござい</p>

	<p>ます。</p> <p>24ページから新旧対照表をつけております。</p> <p>浅海中学校の閉校に伴い、浅海中学校体育館が学校体育施設でなくなるため、別表第1の2、中学校の表から「対馬市立浅海中学校」の項を削るものでございます。</p> <p>以上でございます。ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしく願います。何か質疑はありませんでしょうか。</p>
会場	<p>「なし」の声</p>
永留教育長	<p>それでは、質疑等ないようですから、これから議案第49号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第49号「対馬市立学校体育施設等の開放に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第9、報告第10号「対馬市島っこ留学補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。八島次長。</p>
八島次長	<p>それでは、報告第10号について説明をさせていただきます。</p> <p>対馬市島っこ留学補助金の交付要綱の一部改正ということで、現在の運営に沿ったところで改正をさせていただいております。</p> <p>説明につきましては、26ページからの新旧対照表でご覧いただきたいと思います。</p> <p>まず、島っこ留学補助金につきましては、現行の第3条におきまして、補助金の額を「留学生1人に対し月額4万円とする。」となっておりますけれども、現在その4万円も含め、里親に支払う委託料や広報活動、また体験留学等の経費を含めた補助金を対馬市島っこ留学推進協議会のほうに予算の範囲内で交付をしております。そのため改正案のとおり、「予算に定める額とする。」ということで、現行に沿った形に改正をするものでございます。</p> <p>それから、第4条の補助金の請求につきましても「四半期毎に3</p>

	<p>箇月分の補助金を市長に請求するものとする。」となっておりますけれども、推進協議会のほうに一括で交付をする必要がありますので、改正案の方では「年間分の補助金を一括して市長に概算請求し、年度末に精算するものとする。」という形に改正をいたしたいと思っております。</p> <p>次ページをお願いいたします。</p> <p>附則といたしまして、要綱は、令和元年11月5日から施行するとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
永留教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
吉野委員	附則の11月5日というのは、もう要望があったり、そういう状況があったから早めとるわけですか。
八島次長	11月5日に島っこ留学推進協議会を開催いたしまして、その中で協議をし、承認いただいておりますので、その日から施行という形にさせていただきます。
吉野委員	この推進協議会のメンバーは誰を指しているんですか。
八島次長	学校の校長先生方でありましてかPTA連合会の会長さん方がメンバーとなっています。
吉野委員	ちょっとすみません。30ページの地区実行委員会のメンバーとは全く別なんですか。
八島次長	地区実行委員会というのは、それぞれの校区で……。
吉野委員	仁田なら仁田地区の人たちが……。
八島次長	各校区に実行委員会を受け入れるために設置しておりますので、その部分で……。
吉野委員	推進協議会は全島的なものなんですか。
八島次長	はい。全体を総括する……。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。
永留教育長	確認ですけれども、この補助金の月額4万円という数字は、どこかには出てくるんですか。
八島次長	いや。結局もう補助金のパッケージングをした中に4万円を入れた中で、保護者の負担金の3万円とその4万円を足して里親に7万円を支給しているのです、その7万円に対する4万円の補助金という部分が最初にうたわれていたんです。ほかの広報活動でありますとか体験留学とか、そういうものの予算にそれぞれ定めて市の予算で

	支出していた関係で別々にしとったんですけれども、もう協議会のほうに一括して交付をして協議会の方から支出をするという形にしているの、現行に合わせる必要があるの。
永留教育長	今年、来年とまた、今いるメンバーがおるときにはわかるけれども、何年か後に、この4万円という額はどこにあるのだとなったときに、その4万円という額がどこかにないと……。
八島次長	予算を組む中で、予算の方にその4万円というところと、それぞれの費目で予算要求はして補助金を出すときに、その中では出てくるんですけれども。
吉野委員	要綱にはうたわなくていいわけ。
八島次長	4万円というのを要綱にうたうと、4万円しか補助ができないという形になるんで、ちょっと今現在としては……。
吉野委員	ある程度、定額でしょう。
八島次長	いや。ですから、広報活動でありますとか、ほかの部分も入れて一括で補助金交付をしているんで、4万円というくくりを入れると、この部分では今この4万円とするとになっているので、4万円以上は交付できないということになっています。この文面で行くと。それだと今しているように、委託料等を含めたところで交付ができないので、予算の定める範囲内として、ほかの部分も含めて交付をするという形にしています。
吉野委員	どこかに市の分と保護者の分と……その内訳みたいな定額の部分ですか、市がいくら、保護者がいくらで合計いくらですよとか、そういう支払いとか、その業務委託料の内訳というのは、どこで出てこないとおかしいような気がするんですよ。公的な事業やとに金額が出てこないというのは。
永留教育長	予算計上しているときに4万円というけれども、その4万円という根拠はどこの文章にあるかとなるから。
八島次長	次に説明する実施要綱の中に留学生の経費、第7条の方に月額7万円、里親3万円、市補助金4万円というところが出てくるので。
吉野委員	わかりました。
永留教育長	一宮委員さん。
一宮委員	すみません。この第7条の先を私は見ていたんですけれど、この第7条でも月額7万円とするとあるから、もうここは予算に定める額とするという表現にしたという理解の仕方でもいいんですよ。

八島次長	もうその4万円だけをするわけではないので、今この補助金の要綱で行くと4万円という数字が出ているので、協議会には1人当たり4万円しか補助金として出せないということになります。ほかの広報活動でありますとか体験留学に関する経費でありますとか、そういう部分については協議会に補助金を出さずに、市が直接契約して行うという形にせざるを得ないので。それだと、ちょっと今の現状と合っていないので、補助金は予算で決めて、その範囲内で協議会にするという形です。その中には里親の委託料も入っているし、広報活動の予算も入っているしという形にするということです。
一宮委員	じゃあ、この第7条を生きるとしなくても、第7条を生かすという意味の捉え方ですかね。
八島次長	そうですね、そこはそこの金額を今言われたようなところの金額の見方です。
一宮委員	はい、わかりました。
永留教育長	別件でありませんでしょうか。
会場	「なし」の声
永留教育長	では、ほかに質疑等ないようですから、報告第10号「対馬市島っこ留学補助金交付要綱の一部改正について」の報告は終了いたします。 続きまして、日程第10、報告第11号「対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部改正について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。八島次長。
八島次長	それでは、報告第11号「対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部改正について」ご説明申し上げます。 同じく現行の運用について沿うような形で改正をさせていただきます。 29ページから新旧対照表をつけておりますので、そちらの方で説明をさせていただきます。 まず、第2条第1項で「入学又は」というものを追加しております。現行では「転学を希望する児童・生徒」となっておりまして、入学という文言がありませんでした。中学1年生で入学してくる子どももおりますので、「入学」ということを追加しております。 それから、同じく第2条第1項第4号です。「小学3年生から中学3年生までの児童・生徒」というところの「小学3年生から」を「小学4年生から」としてあります。協議会の中での話も出まして、

小学校3年生から親元から離すのはちょっと厳しいんじゃないかなろうかという意見がありました関係で、小学4年生からということで変更をさせていただいております。

それから、第2条の第2項です。棒線の部分ですけど、「対馬市教育委員会の承認を経て、対馬市島っこ留学推進協議会が決定する。」となっておりますけれども、事前にこの場合、教育委員会の承認が必要となっておりますので、留学生の決定は推進協議会が行うということになりますので、「決定事項は、対馬市教育委員会に報告しなければならない。」という形に変更をさせていただいております。

それから、新たに、第4条として校区実行委員会、及び第5条として里親に関する部分を追加しております。

それから、「第4条」を「第6条」に変更しております。

それから次、めくっていただきまして、履行事項の第4条1号に転学の前に同じく「入学又は」を追加しております。

それから、第4条の(3)です。契約書の締結についてということで「契約書の締結は、推進協議会の立会いのうえで行うこと。」というものを「契約書は、実親、実親の保証人、里親、推進協議会の4者で締結すること。」ということに変更しております。

それから、第6条の里親の委嘱と義務を廃止しまして、先ほど追加しました第5条の里親の欄に移しております。内容としては、特に若干、最初の書き出し部分を変更しております。

それから、第8条、留学生の帰省等のところの「第8条」を「第9条」に変更し、長期休業日は「原則帰省するものとし、」というところで夏休み期間は全て帰省すると。そこで、中学校等では行事も多く、夏休みの期間に全て帰省していただくと教育活動に支障が出てくるということもありまして、長期休業中は「学校の教育活動等に支障のない範囲で原則帰省するものとし、」ということに改定をしております。

それから、実家までの帰省については、「実親又は実親に委任を受けた者が引率しなければならない。」となっておりますが、これは当然のことですので、この部分は削除させていただいて、現在、「交通費の一部を助成するものとする。」としておりますので、その部分を追加させていただいております。

また、「第9条」が「第10条」にかわって、それから「第10条」が「第11条」にかわっております。

	<p>附則として、この要綱は、同じく令和元年11月5日から施行するということにしております。</p> <p>以上、簡単ですけれども、終わります。</p>
永留教育長	<p>報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。佐伯委員さん。</p>
佐伯委員	<p>第2条の2で「承認」から「報告」にかわったというところで、そのほかのところも全体的に見ていたんですが、教育委員会の責任が何かちょっとよくわからないんです。これはもう推進協議会が基本的には例えば、大きな事故があったりしたときも責任母体となるのかなど。例えば、こんなことはまずないと思うんですけど、死亡事故があったというようなときに、どういうふうな責任分担になっていくのかなというところなんです。もう推進協議会がとにかく対応はするし、責任も負うと、そういうふうなことなんでしょうけれど。</p>
八島次長	<p>そうですね、基本的に留学を受け入れる決定については協議会の方で行うということで、その契約でありますとか解除についても協議会のほうが決定権があります。事業として対馬市が行っておる事業なので、その事故等があった場合には、市が行う事業としての補償は対象となるのかなという事は思います。</p>
佐伯委員	<p>いや、もう委員会の関与はほとんどないんですか。報告を受けるだけということですか。</p>
八島次長	<p>そうですね、はい。我々事務局が間に入って。事務局を持っているというところのものなので、そういう形に今のところはなっています。事務局は我々が入っているし。</p>
佐伯委員	<p>事務局がいらっしゃるし、そこはもうはっきりしているんですね。わかりました。</p>
永留教育長	<p>佐伯委員が言われる、その子どもの事故とかに関しては、あとはもう学校の児童生徒でするので、それに順応して対応はすると思います。</p>
佐伯委員	<p>そうですね。第8条の中でも、事故発生時の処理としては、里親がまずは適切に初動の対応をしてくださいよ、その後、協議会と連携をしてくださいねと、協議会に対応しますよと。そういったところでも、もう教育委員会への報告とかは何とか実動面ではつながっているんですけど、この条文の中ではつながりがぶつ切り切れている印象を受けてしまうので。</p>
八島次長	<p>その都度、協議会へ報告という文言は常に入っていないんですけども、事業主体として、そもそものかじ取り役の事業主体としては市が持っているところがありますので、</p>

永留教育長	別件でありませんか。一宮委員さん。
一宮委員	2点あります。 第6条(3)の契約書の締結は、すごくいいなあと思います。 基本的に立ち会いの上で行うことと、「立会い」ということが入っています。改定案では、それはなくて4者で締結するということが増えましたけど、もう契約書の書類上の締結、それとその4者がおそろいになって締結するのか、ちょっと教えてもらえますか。
八島次長	これは実親の保証人等々もおられるので、4者そろうということはちょっと想定していないんですよ。
一宮委員	そうですね。
八島次長	はい。実親の保証人を実親の方からもらっていただき、里親と協議会とで立ち会って、その場で契約していただくという形になります。
一宮委員	わかりました。もう1点は、第9条なんですけれど、「実家までの帰省等については、交通費の一部を助成するものとする。」とあるんですけど、どの程度の助成かとか何回かとかあるのかどうかをお願いします。
八島次長	今、上限が2万円で、回数というのは結局、夏休みとか、冬休み、そんなところかと。
一宮委員	2万円以内の助成というふうに捉えてよろしいですね。
八島次長	そうですね。
一宮委員	わかりました。以上です。
永留教育長	ほかにありませんか。
会場	「なし」の声
永留教育長	ほかに質疑等ないようですから、報告第11号「対馬市島っこ留学制度実施要綱の一部改正について」の報告は終了します。 1時間経過しましたので、10分ほど休憩に入ります。あの時計で3時10分から再開します。
	《休 憩》
永留教育長	再開します。 日程第11、その他の事項に移ります。 まず初めに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思いません。 お手元に、12月分の事業予定表を配付しておりますので、ご覧く

	<p>ださい。</p> <p>教育総務課から順に、主な内容について報告をお願いします。八島次長。</p>
八島次長	<p>それでは、教育総務課の事業関係について、予定を報告させていただきます。</p> <p>まず、3日、火曜日から定例議会が始まります。13日までの予定です。</p> <p>それから、記載はありませんが、6日に総務文教常任委員会があります。</p> <p>それから、8日に、先ほど職員が配りました対馬学フォーラムですかね、チラシを配っておりますけれど、それが開催をされます。</p> <p>それから、12日に新年度の当初予算に対しましての財政課ヒアリングがあります。</p> <p>それから、めくっていただきまして、20日に教育委員会の会議の予定としております。</p> <p>それから、21日がちびっ子フェスタというところで、もう一つチラシをお配りしておりますけれども、社会教育、社会福祉士協会が行います事業なんですけれども、うちの教育総務課の職員と学校教育課の職員も実行委員会のメンバーとなっております、何か子どもの職場体験みたいなことが開催されるようですので、よかったらまた見に行ってくださいと思います。</p> <p>それから、24日、火曜日に財政課長の予算に対するヒアリングがあります。</p> <p>それから、27日が御用納めとなります。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	<p>学校教育課、お願いします。</p>
糸瀬課長	<p>学校教育課でございます。いろいろありますが、主なところだけご説明をいたします。</p> <p>まず、2日、定例校長会。</p> <p>それから、3日、大船越中学校の中間指導ということで、県のキャリア教育の指定を受けております、その中間指導がございます。</p> <p>4日、定例教頭会でございます。</p> <p>それから、5日ですけれども、巡回教育相談、それから中学校社会科の学習指導法改善研修、これは雞知中学校で行います。</p> <p>それから、6日、北署、南署とそれぞれ会場は別ですけれども、いわゆる学警連ということで、学校警察連絡協議会が開催をされます。</p>

	<p>それから、9日ですけれども、道徳の研修ということで、合同で小中学校道徳科指導法改善研修が大船越小学校を会場に行います。</p> <p>それから、16日、それから次のページの17日、臨時校長研修会とありますが、これがいわゆる人事に絡む二次ヒアリングということで、県教委も参加をした会議がございます。</p> <p>それから、18日、中高連携協議会、中高連携の3つある部会のうちの一つ、豊玉高校部会ということでございます。</p> <p>そして、12月24日、終業式ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	生涯学習課、お願いします。
庄司課長	<p>生涯学習課向けの事業予定でございます。</p> <p>まず、12月1日に対馬市公会堂におきまして、じんけんを考えるつどいin対馬を開催します。今年の講演は、加志々中学校の閉校イベントに携わっていただきました、シンガーソングライターの野田かつひこ氏をお招きし、コンサートを行います。</p> <p>同じく1日に、上対馬町のロードレース大会が上対馬総合運動公園で開催されます。</p> <p>8日、日曜日には県の主体ですけれども、図書ボランティア研修会が美津島文化会館で開催をされます。現在のところ、31名の参加ということになっております。</p> <p>翌週の15日の日曜日、対馬縦断駅伝大会が開催をされることになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
永留教育長	文化財課、お願いします。
川辺課長	<p>文化財課。12月はまず、12日・13日に、対馬藩関連遺産群保存活用計画等検討委員会というのが開催の予定です。これは博物館周辺の旧対馬藩関係の遺跡を再活用ということを目指して今年度から新たに委員会が設置されまして、島外から専門の先生方をお招きして開催するもので、来年度も引き続き予定されています。</p> <p>次の14・15日が佐賀県の基山町の方から、賀島兵介つながりということで交互に事業をしようかという形で、関係者がこちらの方に来られるということで文化財課の方が案内をするということになっている、今年はそういうことになっているものです。</p> <p>前後しまして、清水が丘周辺の草刈りと、あとお船江周辺の草刈り等もあわせてやっていきたいと思っております。</p>

	以上です。
永留教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑はありませんでしょうか。
会場	「なし」の声
永留教育長	ないようでしたら、事務局から何か、その他の事項でありますか。川辺課長。
川辺課長	<p>ちょっと皆様にお知らせというか、ご報告をいたしたいと思えます。</p> <p>さっき教育長からの説明がありましたけれども、11月19日・20日の2日間、豆殿の方で赤米サミットを開催いたしました。</p> <p>1日目に関係市町と保存会とかで赤米伝統文化連絡協議会というのを実施しまして、翌2日目には豆殿小学校で各市町の事例発表や今後の取組等について協議して、地元の豆殿小学校の児童による学習発表会とかを行いました。</p> <p>夏の子ども交流のときも豆殿小学校の子どもたちが発表をしてくれたんですけど、今回、5、6年生14人はさらに磨きがかかっておりまして、非常によくでき上がっております。郷土愛が感じられるすばらしい学習発表会で、その後、全校生徒30人がさきの対馬市学校音楽会で好評をいただきました歌と演奏を披露してくれて、当日はすごく寒い朝だったんですけど、会場は温かい拍手にあふれてすごくよいサミットが終了できたと思っております。</p> <p>会場もたくさんの方が、もうこちらが想定していた以上にお客様がお見えになっていただいて、よい形で終われたなあと思って皆、安心しているところです。</p> <p>次に、仏像の盗難事件についてです。去る10月17日に峰町佐賀の円通寺から、長崎県指定の有形文化財、円通寺の「銅造薬師如来坐像」が盗み出される事件が発生したことに关しましては、先月の教育委員会でもご報告しているところでありますが、警察からの直接の報告は受けてはいませんが、11月に入ってさらに1人が逮捕されたという報道がありまして、逮捕者は4人になったようです。皆さんも新聞やテレビ等でもご承知のこととは存じますが、現在もまだ捜査は継続中と思えます。</p> <p>今までの同様の事例からも考えて、警察に証拠品として預けられていた仏像はまだ返ってくるのは先かなあというふうに認識していたんですけど、関係者のご努力のおかげで、この11月の21日に無</p>

	<p>傷のままに無事に円通寺に返ってきておると。円通寺の方は、また今後さらなる防犯体制の充実を図っていくべく、本課とも協議を今重ねているところでもありますので、また防犯体制を今後さらに強化していく予定になっております。</p> <p>最後に、残念な報告を一つしなくちゃいけません。</p> <p>対馬島郷土芸能発表大会なんですけれど、平成3年度から毎年開催されておりました対馬島郷土芸能発表大会が、今年の第29回の大会をもちまして終了の運びとなりました。</p> <p>本大会は、平成2年に有志の皆様によって郷土芸能保存会というのが結成され、翌年から毎年秋に実施されていまして。対馬市も後援団体として応援してきていたんですけれど、やはり関係者の高齢化や若者の減少による後継者不足のために、惜しまれながらも大会終了の決定に至ったようです。</p> <p>この29年間の間、正調しんき節全国大会とか陽気節コンクールも同時に開催されまして、今までこの対馬の伝統文化の保存や継承活動に大きく寄与してきていただいたと思っております。文化財課としましても、郷土芸能保存会そのものはまだ継続して残りますので、今後も一層応援していきたいと思っておりますので、また皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
永留教育長	別件、事務局からありませんか。
一宮委員	今、文化財課長さんが郷土芸能保存会のお話をされたんですけれど、私もちょっと発表大会の会場にいたんですけれど。関連でよろしいですか。
永留教育長	質問とかじゃなくて補足ですか。
一宮委員	質問ではありません。意見、所感です。よろしいですか。
永留教育長	どうぞ。
一宮委員	<p>そこのステージで子どもたちが、もちろん大人はそうなんですけれど、地域の子どもたちがそれぞれの立場で舞台上に上がって表現をされて、もちろん地域の方々もですけれど、私、そこで感じたのは今、ふるさと学習とか郷土愛とかいう形で学校現場も一生懸命に取り組んではいるんですけれど、対馬学フォーラムみたいな新しい取組は非常に大切にしないといけないと思うんですけれど。</p> <p>もう延々と対馬の伝統というか、歴史というか、育まれてきているものが「ああ、今日で最後かあ」とちょっと思ったときに、保存</p>

	<p>会の皆様は最後の挨拶で「こういう発表会自体は取りやめになるけれど、その気持ちとか、そういうふうなものは永遠と保存され続けます」とおっしゃったんです。</p> <p>そして、先ほど教育長先生も来年、対馬市で地域と学校が連携して、その発表を実施する予定とおっしゃっていましたが、何かそういうふうなものを総合して、やはりよい方向に持っていけないかなあと痛切に感じています。</p> <p>市役所とか、そのようなところがバックアップしているものはきちっと年々何か充実はしてきているんですけど、そういう地域の有志とかいうような方がしているものについては、だんだんやっぱり高齢化とかいろんなものを含めまして、ああいう盆踊りにしましてもどんどん廃れていく形になるので、未来を担う子どもたちにとってのそういう何かつながる形が教育委員会として、教育に携わる者として何かこうどうかできないのかなあというのは感じましたので。所感です。すみません。</p>
川辺課長	<p>私もこれは一応、一宮委員さんの今のご意見としてなんですけれど、これは私の現段階での個人的な考えなんですけれど、今回、大きな今までずっと何十年続いてきていた発表の場がなくなったということで、そのままにしておくのもちょっともったいないと思うんですよね。なので、もしできることであれば各町の文化まつりが秋に開催されるときに、その舞台で町の郷土芸能を披露するコーナーをつくっていただけたらありがたいかなあと、ちょっとお願いしてみようかなあとは思っているところです。</p> <p>各文化まつりも近年ちょっとマンネリ化と言ったら語弊がありますが、だんだんステージに上がる団体の数も減ってきていると聞いていますので、そのまちが持っている郷土芸能を披露する場というのは何とかしてちょっと皆さんに見てもらえる場というのは残したいなという気持ちはありますので、少なくとも来年の美津島町の文化まつりは私が文化会館の館長も兼務しておりますので、美津島町の盆踊りは声をかけてみようかなあというふうに思っております。今のところ、一番できそうな感じのところですね。</p>
永留教育長	<p>今、川辺課長がおっしゃられたように、各町に生涯学習センターがあって文化まつり関係も関わってますので、また生涯学習課の方でそこらあたりの働きかけをしていただけたらと思います。</p> <p>それから、補足で部長、ちょっと話をさせていただきますか。 全国大会の。</p>

阿比留部長	この前、舞台上で永留会長さんの方が2年に1回か何か郷土芸能の発表会の全国大会があるので、そこに教育委員会として助成ができませんかというようなお願いを今後していきたいということで、帰りまして、教育長の方にご相談を申し上げて今、具体的にどのような形で助成できるかというのはいわかりませんが、子どもたちが伝承の中で何か発表の機会をとということになれば、そういうふうな全国大会に毎年ではないにしても2年に1回なり、そういうことで持ち回りででも地区で今やっているとところが卯麦であったり、曲であったり、峰であったり、いろんな地区でやっておられますので、そういうところに出ていただくということも文化の継承の一つになるのかなというふうに思っておりますので、その辺はまた具体的な中身についてご相談を受けながら、教育委員会としてできる部分はどのような部分かというところは整理していきたいというふうに考えております。
一宮委員	ありがとうございます。
永留教育長	別件でありませんか。
会場	「なし」の声
永留教育長	ないようでしたら、委員さん方の方から何か、その他の事項ありませんか。
会場	「なし」の声
永留教育長	では、ないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件を事務局からお願いします。
事務局	12月の第12回教育委員会会議ですけれど、20日の金曜日で開催したいと思っておりますので、よろしくお願いします。
永留教育長	皆さん、都合はよろしいでしょうか。
永留教育長	それでは、次回の会議は12月20日、14時から、場所は、峰の予定をしておきます。 正式文書は、また改めて通知をいたします。 これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。 以上をもちまして、令和元年第11回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。

